

専門学校東海工科自動車大学校学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この専修学校は、専門学校東海工科自動車大学校（以下「本校」という）といふ。

(位 置)

第2条 本校は、静岡県浜松市中区中沢町80番14号に置く。

(目 的)

第3条 本校は、教育基本法の精神に則り学校教育法に従い、自動車整備事業の職業に必要な科学的知識と技術を修得させ、更に教養と人格の向上を図り、優秀な人材の養成を目的とする。

(課程・修業年限等)

第4条 本校の課程、学科、昼夜区分、修業年限、収容定員及び入学資格は次の通りとする。

課程	学 科	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	入 学 資 格
工業 専門 課程	二級自動車 整備学科	昼	2年	40人	80人	学校教育法第90条及び 第125条第3項により 高等学校若しくはこれ に準ずる学校を卒業し た者又は文部科学大臣 の定めるところにより これに準ずる学力があ ると認められた者

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学期は、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次の通りとする。ただし、校長は必要があると認めた場合は休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 夏季休業 8月1日から8月31日まで
- (4) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (5) 春季休業 3月26日から4月9日まで
- (6) その他 校長が必要と認めた休業日

(始業終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は次の通りとする。

始業 9時 終業 16時10分

第3章 教育課程、授業日時数及び授業時間

(教育課程及び授業日時数)

第9条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1による。

第4章 教育課程の修了及び卒業の認定

(認定の基準)

第10条 本校の教育課程の修了又は卒業は所定の課程を修了した者について、試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案し、成績評価のうえ認める。

(卒業証書等の授与)

第11条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、当該課程の名称及び修業年限を記入し卒業証書をあたえる。

2 必要により校長は、所定の課程の一部を修了したと認めた者には、当該課程の名称及び修年限を記入した修了証書を与えることがある。

(称号の付与)

第12条 第10条により、工業専門課程二級自動車整備学科を修了した者には、専門士(工業専門課程)の称号を付与する。

第5章 入学、退学、転学、休学及び除籍

(入学)

第13条 入学しようとする者は、学校所定の手続きをしなければならない。

(退学、転学及び除籍)

第14条 退学及び転学しようとする者は、その事由を付して保護者連署の上校長に願い出なければならない。

2 次に掲げる各号の一に該当する者は、職員会議を経て、校長が除籍する。

- (1) 連絡不通で出席常ならざる者
- (2) 第16条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を無断で怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡した者

(転学の受け入れ)

第15条 他の専修学校から転学を希望する者のあるときは、校長は欠員のある場合に限り、在学証明書及び指導要録の写の送付を求めて転学を許可することができる。

(休 学)

第16条 校長は病気その他やむを得ない事由により引き続き1ヵ月欠席し、なお2ヶ月以上欠席を要すると認められる者が休学を願い出た場合には、1年内に限り休学を許可することができる。

- 2 校長は教育上必要があると認めたときは、1年内に限り休学を命ずる事ができる。
- 3 前2項の者が復学しようとする場合は届けでて復学する事ができる。

第6章 職 員 組 織

(職員組織)

第17条 本校の教育組織は、次のとおりとする。

- (1) 校 長
- (2) 教 員 4人以上
- (3) 事務職員 1人以上
- (4) 学 校 医 1人以上
- (5) その他必要な教職員

2 校長は校務を掌り所属職員を監督する。

(授業料等)

第18条 入学金、施設費、授業料、入学検定料は別表2の通りとし、それぞれ定められた期日までに納入しなければならない。

- 2 前項の納付金は、退学又は休学等した場合でも還付しない。ただし、理事長が、特別の事情があると認めた場合は、還付することができる。

第7章 賞 罰

(ほう賞)

第19条 校長は他の模範となる者をほう賞することができる。

(懲 戒)

第20条 校長は、教育上必要あると認めた場合には、学生に対し懲戒を行うことができる。ただし退学は、次の各号の一つに該当する者に対してのみ行うことが出来る。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で改善の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 雜 則

(健康診断)

第21条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(自己点検等)

第22条 本校は、教育研究の水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

(細 則)

第23条 この学則の実施に関し必要な細則は、校長が定める。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 この学則は、平成7年12月1日から実施する。
- 3 この学則は、平成8年3月1日から実施する。
- 4 この学則は、平成9年4月1日から実施する。ただし、平成8年4月以前の入学生については第9条及び第19条の規定にかかわらず従前の規定による。
- 5 この学則は、平成12年4月1日実施する。ただし、平成11年4月以前の入学生については、第19条の規定にかかわらず従前の例による。
- 6 この学則は、平成13年4月1日から実施する。ただし、平成12年4月以前の入学生については、第9条の規定にかかわらず従前のとおりとする。
- 7 (1) この学則は、平成14年4月1日から実施する。
ただし、平成13年4月以前の入学生については、第19条の規定にかかわらず従前のとおりとする。
(2) 第12条については、文部科学省告示の日以後の修了者から適用する。
- 8 この学則は、平成16年4月1日から実施する。
- 9 この学則は、平成18年4月1日から実施する。
ただし、平成17年4月以前の入学生については、第19条の規定にかかわらず従前の規定による。
- 10 この学則は、平成19年4月1日から実施する。
ただし、平成18年4月以前の入学生については、第9条の規定にかかわらず従前の規定による。
- 11 この学則は、平成20年4月1日から実施する。
ただし、平成19年4月以前の入学生については、第9条の規定にかかわらず従前の規定による。

- 12 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 20 年 4 月以前の入学生については、第 9 条の規定にかかわらず従前の規定による。
- 13 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 26 年 4 月 1 日前に入学した者については、第 4 条、第 9 条および第 19 条の規定にかかわらず従前の規定による。
- 14 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 27 年 4 月 1 日前に入学した者については、第 9 条および第 19 条の規定にかかわらず従前の規定による。
- 15 (1) この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
(2) 第 12 条については、平成 28 年 3 月 1 日から実施する。
- 16 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、平成 31 年 4 月 1 日前に入学した者については、第 4 条の規程にかかわらず従前の規程による。
- 17 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
- 18 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、令和 3 年 4 月 1 日前に入学した者については、第 19 条の規定にかかわらず従前の規定による。
- 19 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、令和 4 年 4 月 1 日前に入学したものについては、第 9 条の規定にかかわらず従前の規定による。

別表1 教育課程及び授業時間数						
専門課程 二級自動車整備学科 (修業年限2年)		学年	1年次	2年次	合計時間数	
学 科	授業科目	時間数	年間時間数	年間時間数		
		自動車工学概論	13		13	
		ガソリンエンジン工学	10	10	20	
		ジーゼルエンジン工学	5	10	15	
		自動車シャシ	14	20	34	
		自動車電装	25		25	
		自動車材料	10		10	
		自動車力学		15	15	
		自動車電子基礎	10		10	
		内燃機関・燃料・潤滑油	15		15	
科	自動車工学	機械製図	9		9	
		二輪自動車工学	10	10	20	
		自動車総合学習		90	90	
	自動車整備	ガソリンエンジン整備	11	11	22	
		ジーゼルエンジン整備	6	11	17	
		シャシ整備	14	11	25	
		電気装置整備	11	11	22	
		故障探求法		14	14	
		二輪自動車整備	10		10	
実 習	整備作業機器等		9	8	17	
	自動車検査			13	13	
	自動車法規			12	12	
	自動車整備作業	工作作業	12		12	
		自動車整備作業 I・測定	64		64	
		自動車整備作業 II・測定	64		64	
		自動車整備作業 III・測定	76		76	
		自動車整備作業 IV・測定	76		76	
		自動車整備作業 V・測定	80		80	
		自動車整備作業 VI		76	76	
		自動車整備作業 VII		76	76	
		自動車整備作業 VIII		72	72	
		自動車整備作業 IX		44	44	
自動車検査		自動車検査作業		28	28	
合 計			554	542	1096	

1時間は90分とする

別表2 入学金・施設費・授業料等

専門課程

区分	二級自動車整備学科	
	1年生	2年生
入学金	200,000円	—
施設費(年額)	200,000円	200,000円
授業料(年額)	834,000円	834,000円
入学検定料	20,000円	—

※ 東海調理製菓専門学校、専門学校東海工科自動車大学校、浜松医療福祉専門学校の卒業生については、入学金は免除とする。

■専門学校東海工科自動車大学校 学則実施細則

(目的)

第1条 この実施細則は、専門学校東海工科自動車大学校学則(以下「学則」という。)第23条の規定に基づき、学則の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この細則で用いる用語の定義は、別に定めるものほか次の通りとする。

- (1)授業とは、学則第9条別表1の科目的教育を実施することをいう
- (2)授業日とは、授業を行う日をいう
- (3)休業日とは、授業を行わない日をいう
- (4)授業の1時間とは原則として90分を単位とする授業の時間をいう
- (5)欠席とは、1日の授業をすべて受講しない場合をいう
- (6)欠課とは、1時間の授業で授業を受講しない時間が15分を超過した場合をいう
- (7)遅刻とは、1時間の授業開始時刻から15分以内に出席した場合をいう
- (8)早退とは、1時間の授業終了時刻前15分以内に退室した場合をいう。
- (9)履修とは、各科目的必修授業時間数が満たされていることをいう。各科目的必修授業時間数は、別表1による
- (10)補講とは、各科目を受講した時間数が、当該科目的必修授業時間数に満たない場合に、これを補うための授業をいう
- (11)補習とは、各科目や資格対策等の内容を補うための授業をいう
- (12)認定とは、各科目が履修され、成績評価が合格であることをいう

(授業時間)

第3条 学則第4条に定める修業年限の1年間の授業は、原則として42週以内、1週20時間以内、1日4時間以内とする。

2 学則第8条の始業及び終業時刻及び授業の開始・終了時刻は次の通りである。

S	H	R	8 : 50～9 : 00
1 時間目	9 : 00～10 : 30		
2 時間目	10 : 40～12 : 10		
3 時間目	13 : 00～14 : 30		
4 時間目	14 : 40～16 : 10		

3 授業終了後、補講又は補習を実施する場合もある。

4 企業等と連携した、実習・演習等(インターンシップを含む)を実施する場合もある。

5 休業日を利用して合宿等の授業を実施する場合もある。

(成績評価)

第4条 学則第10条に定める成績評価は、第6条第1項(1)に定める科目認定試験の得点を90パーセ

ント、授業態度を10パーセントとして行う。但し、「自動車総合学習」の成績評価は第3項に定める。なお科目の内容によっては試験を行なわず課題を評価の対象とする場合もある。

2 成績評価は、次の段階で行なう。

点 数	評価	合否	GP
0 ~ 59	不可	不合格	0
60 ~ 69	可	合格	2
70 ~ 79	良	合格	3
80 ~ 100	優	合格	4

$$GPA = \text{各科目のGPの合計} / \text{総科目数}$$

なお、再試験及び再々試験における成績評価は、試験の得点が60点以上を合格とし、評価は点数のいかんを問わず、「可」とする。

3 科目「自動車総合学習」の成績評価は、認定試験の得点から、次の段階で行う。

点 数	評価	合否	GP
0 ~ 79	不可	不合格	0
80 ~ 84	可	合格	2
85 ~ 90	良	合格	3
90 ~ 100	優	合格	4

なお、再試験及び再々試験における成績評価は、試験の得点が80点以上を合格とし、評価は点数のいかんを問わず、「可」とする。

4 科目認定試験、追試験及び再試験が実施される日までに補講が完了していない者には、成績評価を行わない。また、試験を行なわず課題を評価する場合もこれに準ずる。

5 前項の者については、補講が完了した時において成績評価を行う。

6 成績評価及びGPAは、本人に通知する。

(補 講)

第5条 補講を受ける学生は、次の各号に該当する場合は速やかに補講願(様式1-3)を科目担当に提出し許可を得なければならない。但し、科目認定試験を欠席したために必修時間数に満たない場合は除く。

(1)学科の各科目を受講する時間数が、当該科目の必修授業時間数に満たないと判断される場合。

(2)実習を欠課した場合。

2 補講の実施は原則として終業後若しくは休業日に行なう。

3 補講の終了は1時間分の内容を習得したと認められる場合にこれを認め、科目の1時間分の授業を補ったものとする。

4 補講を受けることができる欠課時間数は次の通りとする。但し、特別な理由があると校長が認めた場合はこの限りではない。

(1)学科については各科目の予定時間数の30%以内とする。

(2)実習については各科目の予定時間数の15%以内とする。但し、工作作業は除く。

(3) 補講を受けることができる欠課時間数に、公認欠席及び特別欠席による欠課時間数は含めない。

5 補講を受講する場合は、1時間につき2,000円の受講料を、決められた期日までに納めなければならない。

(1) 整備作業機器等ⅠとⅡ、及び自動車法規については、1時間に限り無料とする。

(2) 自動車整備作業ⅠからⅧ、及び自動車整備作業Ⅸに自動車検査作業を加えた実習については、6時間を超える場合にこれに準ずる。

(試験)

第6条 試験の種類は次の通りである。

(1) 科目認定試験

科目的授業終了後に実施する。

(2) 再試験

科目認定試験、追試験における成績評価が不合格の学生を対象に実施する。

(3) 再々試験

再試験において成績評価が不合格であり、出席状況、レポート、課題等の提出状況、受講態度等を考慮して、校長の許可を得た学生を対象に実施する。

(4) 追試験

次の事由により科目認定試験及び再試験等が受験できなかった学生を対象に実施する。

① 第10条第1項の公認欠席及び第11条1項の特別欠席による場合。

② その他、校長が認めた場合

2 科目認定試験、再試験、再々試験の日程は試験日の7日前までに発表する。

3 再試験、再々試験を受験する場合は1科目につき2,000円の受験料を、再試験・再々試験受験願(様式1-1)とともに、決められた期日までに納めなければならない。

4 追試験を受験する場合は、事前に追試験受験願(様式1-2)を科目担当者に提出し、許可を得なければならない。

5 各試験において不正行為を行なった者は、直ちに試験を中止し、試験点数は0点として第15条に定める懲戒の対象とする。

(受験資格)

第7条 科目認定試験において、次に該当する学生は原則として受験資格を有しない。

(1) 科目担当者から指示された提出物等が未提出の者。

(2) 試験開始時間より15分を越えて遅れた者。

2 再試験及び再々試験を受験する場合は前項の者のか、受験料未納の者。

3 追試験を受験する場合は第1項に掲げる者のほか、事前に追試験受験願(様式1-2)が未提出の者。

(進級・卒業・留年)

第8条 進級及び卒業の条件はつぎの通りである。

- (1)学則第9条別表1による当該学年の全科目について、認定された者。
 - (2)第5条第4項の欠課時間数を超えていないこと。
 - (3)当該年度までの学費、受験料等がすべて納めてあること。
- 2 前項の条件を満たさない学生は、当該学年の全科目を再び履修し、認定されなければならない。
(留年とする。)
- 3 第2項に該当する者は、校長に願い出て、面接等による勉学意欲の確認を受けなければならぬ。

(欠席・遅刻等)

第9条 欠席、遅刻、欠課については次の通りとする。

- (1)欠席、遅刻もしくは欠課をする場合には、事前に欠席・遅刻・早退届(様式2)にしたがい届出をしなければならない。また、やむを得ない事由等により事前での届出ができない場合は必ず電話連絡をし、事後速やかに届出をすること。
- (2)遅刻、早退は、各科目毎3回で1時間の授業の欠課として概算(端数切り捨て)される。
- (3)病気やその他の理由により長期にわたり欠席する場合には医師の診断書もしくは保護者の理由書を提出すること。

(公認欠席)

第10条 次の項目に該当し、公認欠席の適用を受けようとする学生は、公認欠席・特別欠席届(様式3)により原則3日前までに届け出なければならない。

- (1)校長の承認を受け、就職のための試験、ガイダンスに参加する場合(最大5回)
 - (2)校長の承認を受け、対外行事に参加する場合
 - (3)公的交通機関の運休、遅延等
 - (4)災害、その他不可抗力の事故
 - (5)その他校長が認めた場合
- 2 公認欠席が認められた場合の欠席、遅刻、及び早退については、出席したものとして扱う。但し、授業科目については、欠課扱いとなる。

(特別欠席)

第11条 次の項目に該当し、特別欠席の適用を受けようとする学生は、公認欠席・特別欠席届(様式3)により届け出なければならない。

- (1)忌引
 - ① 父、母 5日
 - ② 兄弟、姉妹、祖父母 3日
 - ③ 3親等以内 1日
- (2)学校保健安全法に基づく感染症による出席停止
- (3)その他校長が認めた場合

2 特別欠席は、出席すべき日数から除外する。但し、授業科目については、欠課扱いとなる。

(休学・退学・復学等)

第12条 退学・休学・復学の届出は、本校所定の様式により学生・保護者連署の上、必要な証明書等を添えて願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 休学

(1) 疾病その他やむを得ない事由により30日以上の欠席を必要とする場合は、診断書及びその事由を記し保護者と連署して校長に休学の許可を受けなければならない。

(2) 休学した学年における履修、認定は全て無効とする。

3 復学

(1) 休学中の学生が復学しようとする場合には、所定の復学願い(病気による休学の場合には医師の診断書を添付)を提出し、面接等による勉学意欲の確認を受けなければならない。

(2) 校長が願いを受理し承認したときは、年度初めから休学した学年に復学することができる。

4 退学

退学しようとする学生は、その理由を付し保護者と連署した所定の退学願いを校長に提出し、許可を受けなければならない。

(在学期間の制限)

第13条 同一学年の在学期間は原則として2年間とし、在学年数は4年間を限度とする。但し、休学期間については在学年数に加算しない。

(ほう賞)

第14条 学則19条のほう賞は、次のものを対象とし職員会議等で協議し、校長の承認の上で行なう。

- (1) 社会への貢献度が大きく本校の名誉を高めた学生
- (2) 在学期間を通じて学業成績が特に優れた学生
- (3) 在学期間を通じて技術・努力に特に優れた学生
- (4) 在学期間を通じて無遅刻・無欠課・無欠席の学生
- (5) 高度な資格試験を取得した学生
- (6) その他ほう賞に値すると認めた学生

(懲 戒)

第15条 学則20条に定める懲戒は、退学又は停学処分のほか、情状により職員会議等で協議し次の処分を行う。

- (1) 訓戒…不都合を改めるよう指導する。
- (2) 謹慎…一定の期間自宅又は学校内での行動を制約し反省を求める。

(卒業証書及び卒業証明書)

第16条 学則第11条に定める卒業証書の様式は、別表2の通りとする。

第17条 本校を卒業した者からの請求により発行する卒業証明書の様式は、別表3の通りとする。

(授業料等の減免)

第18条 校長は、特に必要と認めた場合には、授業料等を減免することができる。

2 学費の減免に関する規程は別に定める。

(附 則)

1 この細則は平成12年4月1日より実施する。

ただし、学則第11条第2項に定める修了証書の授与については、総合マリン学科に適用するものであり、自動車整備学科では実施しない。

2 この細則は平成13年4月1日より実施する。

3 この細則は平成14年4月1日より実施する。

4 この細則は平成16年4月1日より実施する。

5 この細則は平成17年4月1日より実施する。

6 この細則は平成26年4月1日より実施する。

ただし、平成26年4月1日前に入学した者については、別表1の規定にかかわらず従前の規定による。

7 この細則は平成27年4月1日より実施する。

ただし、平成27年4月1日前に入学した者については、別表1の規定にかかわらず従前の規定による。

8 この細則は平成28年4月1日より実施する。

9 この細則は平成28年9月1日より実施する。

ただし、平成28年4月1日前に入学した者については、従前の規程による。

10 この細則は平成29年4月1日より実施する。

11 この細則は平成30年2月1日より実施する。

12 この細則は平成31年4月1日より実施する。

13 この細則は令和2年4月1日より実施する。

14 この細則は令和4年4月1日より実施する。

ただし、令和4年4月1日前に入学した者については、従前の規定による。

別表1

二級自動車整備学科 必修授業時間数

1時間=90分、()=養成施設としての時間数に置き換えた数字 1時間=50分

教科	教育科目	養成施設基準の教育内容	学則上の科目名	自動車整備士養成施設としての時間数	1年次		2年次		合計時間数			
					予定時間数	必修授業時間数	予定時間数	必修授業時間数	予定時間数	必修授業時間数		
学科	自動車工学	自動車の構造・性能	自動車工学概論	13 10 5 14 10 15 10 15 10 15	13	11			13	11		
			ガソリンエンジン工学Ⅰ		10	8			10	8		
			ガソリンエンジン工学Ⅱ				10	8	10	8		
			ジーゼルエンジン工学Ⅰ		5	4			5	4		
			ジーゼルエンジン工学Ⅱ				10	8	10	8		
			自動車シャシーⅠ		14	12			14	12		
			自動車シャシーⅡ				10	8	10	8		
			自動車シャシーⅢ				10	8	10	8		
			自動車電装Ⅰ		10	8			10	8		
			自動車電装Ⅱ		15	12			15	12		
			自動車総合学習				90	70	90	70		
		自動車の力学・数学 電気・電子理論 材料 燃料・潤滑剤 図面	自動車力学	15 10 10 15 9			15	12	15	12		
			自動車電子基礎		10	8			10	8		
			自動車材料		10	8			10	8		
			内燃機関・燃料・潤滑油		15	12			15	12		
			機械製図		9	7			9	7		
	二輪自動車工学	二輪自動車工学Ⅰ	10	8					10	8		
		二輪自動車工学Ⅱ					10	8	10	8		
	小計				194.5 (350.0)	121 (217.8)	98 (176.4)	155 (279.0)	122 (219.6)	276 (496.8)	220 (396.0)	
実習	自動車整備	エンジン	ガソリンエンジン整備Ⅰ	11 11 6 14 10	11	10			11	10		
			ガソリンエンジン整備Ⅱ				11	10	11	10		
			ジーゼルエンジン整備Ⅰ		6	5			6	5		
			ジーゼルエンジン整備Ⅱ				11	10	11	10		
			シャシ		14	13			14	13		
			シャシ整備Ⅰ				11	10	11	10		
			シャシ整備Ⅱ		11	10			11	10		
			電装	11 11 10			11	10	11	10		
			電気装置整備Ⅰ				11	10	11	10		
			電気装置整備Ⅱ				14	13	14	13		
		故障原因探求	故障探求法		10	9			10	9		
			二輪自動車整備									
	小計				100.0 (180.0)	52 (93.6)	47 (84.6)	58 (104.4)	53 (95.4)	110 (198.0)	100 (180.0)	
実習	機器構造	整備作業機器 測定機器	整備作業機器等Ⅰ		9	9			9	9		
			整備作業機器等Ⅱ				8	8	8	8		
	小計				16.7 (30.0)	9 (16.2)	9 (16.2)	8 (14.4)	8 (14.4)	17 (30.6)	17 (30.6)	
	自動車検査		自動車検査		11.2 (20.0)			13 (23.4)	12 (21.6)	13 (23.4)	12 (21.6)	
	自動車法規		自動車法規		11.2 (20.0)			12 (21.6)	12 (21.6)	12 (21.6)	12 (21.6)	
	専門科目学科合計				333.6 (600.0)	182 (327.6)	154 (277.2)	246 (442.8)	207 (372.6)	428 (770.4)	361 (649.8)	
	自動車整備作業	手仕上げ工作 機械工作	工作作業		11.2 (20.0)	12 (21.6)	12 (21.6)			12 (21.6)	12 (21.6)	
		エンジン シャシ 電装 故障原因	自動車整備作業Ⅰ・測定		64 (115.2)	64 (115.2)			64 (115.2)	64 (115.2)		
			自動車整備作業Ⅱ・測定		64 (115.2)	64 (115.2)			64 (115.2)	64 (115.2)		
			自動車整備作業Ⅲ・測定		76 (136.8)	76 (136.8)			76 (136.8)	76 (136.8)		
			自動車整備作業Ⅳ・測定		76 (136.8)	76 (136.8)			76 (136.8)	76 (136.8)		
			自動車整備作業Ⅴ・測定		80 (144.0)	80 (144.0)			80 (144.0)	80 (144.0)		
			自動車整備作業VI				76 (136.8)	76 (136.8)	76 (136.8)	76 (136.8)		
			自動車整備作業VII				76 (136.8)	76 (136.8)	76 (136.8)	76 (136.8)		
			自動車整備作業VIII				72 (129.6)	72 (129.6)	72 (129.6)	72 (129.6)		
			自動車整備作業IX				44 (79.2)	44 (79.2)	44 (79.2)	44 (79.2)		
			自動車検査作業		27.7 (50.0)		28 (50.4)	28 (50.4)	28 (50.4)	28 (50.4)		
	専門科目実習合計				666.7 (1,200.0)	372 (669.6)	372 (669.6)	296 (532.8)	296 (532.8)	668 (1,202.4)	668 (1,202.4)	
専門科目合計時限数					1,000.3 (1,800.0)	554 (947.2)	526 (948.8)	542 (975.6)	503 (905.4)	1,096 (1,972.8)	1,029 (1,852.2)	